

宮城県高等学校体育連盟表彰規程

宮城県高等学校体育連盟規約第4条により表彰規程細則を次のとおり定める。

第1条 本連盟は本県高校スポーツの向上に功績のあった生徒（団体・個人）に対して、特別表彰、功績賞を授与することができる。

第1条の2 本連盟は高体連発展のために功労のあった教職員その他に対し、特別表彰、優秀監督賞、功労賞を授与することができる。

第1条の3 本連盟は高体連発展のために功績のあった外部の個人・団体に対し、感謝状を授与することができる。

第2条 各専門部並びに各支部は表彰基準に基づき11月指定日までに所定の様式により、その候補者を推薦する。推薦された候補者については、選考委員会で決定する。

選考委員会は常任理事で構成する。表彰基準は別に之を定める。

附則 この規程は高体連理事会の議決がなければ変更することができない。

宮城県高等学校体育連盟表彰基準

1 特別表彰

本連盟に特に顕著な功績・功労のあった選手・監督については特別に表彰することができる。但し、功績賞と重複しないものとする。

- (1) 全国規模大会における団体・個人優勝した選手。
- (2) 本連盟に特に顕著な功績・功労のあった選手・監督。
- (3) オリンピック出場者は、順位に関係なく特別表彰とする。
- (4) 国際大会に日本代表として出場し優秀な成績を収めた選手は、特別表彰とする。

2 功績賞

高体連が主催・共催・主管する全国規模大会（全国高校総体・選手権大会・選抜大会）並びに国体において、団体・個人で優秀な成績を収めた選手に対し、賞状及び副賞を授与する。但し、副賞は初表彰時1回限りとする。

- (1) トーナメント形式による団体・個人種目においては2位からベスト8までとする。
- (2) 順位等による団体・個人は2位から8位までとする。
- (3) 日本代表として国際試合に出場した者。但し、国際親善試合は除く。
- (4) その他、全国規模の大会において、顕著な功績があった者。

3 優秀監督賞

3年連続で県大会の団体種目において総合優勝した監督に対し、賞状及び副賞を授与する。賞状は5回を限度とし、その後は記念品を授与する。但し、副賞は初表彰時1回限りとする。

4 功労賞

本連盟に功労のあった者に対し、賞状及び副賞を授与する。但し、表彰は1回限りとする。

- (1) 本連盟の役員として功労のあった者。
- (2) 10年以上種目別専門部・支部・定通専門部及び研究部の役員として功労のあった者。

5 感謝状

- (1) 宮城県高等学校総合体育大会開催回数をX0回・X5回年度ごとに感謝状を授与する。
- (2) 10年以上本連盟、種目別専門部・支部及び定通専門部活動に対し功績のあった外部の個人・団体。

(附 則)

- (1) 2の(3)に該当する場合は、全国高体連及び協会・連盟の推薦書と要項を添付すること。(写し可)
- (2) 1の(4)並びに2の(3)の国際試合とは、世界選手権、アジア大会、アジア選手権、ジュニア選手権等とする。
- (3) 2の(3)及び(4)について全国高体連国際競技参加基準及び全国高体連競技者規程第3条の手続きを遵守すること。
- (4) 4の(2)の役員とは、種目別専門部・定通専門部・研究部においては常任委員・常任幹事支部にあっては理事以上とする。
- (5) 本連盟の役員としての表彰は45歳以上とする。(当該年度の3月31日現在)
- (6) 3の3年連続とは同一大会を意味し、県大会とは、それぞれ県高校総体及び新人大会をさす。(全国高校総体冬季種目の駅伝・ラグビーの県予選会も含む)
- (7) ダブルスは個人扱いとする。(卓球・バドミントン・テニス等)リレー等3人以上の組競技については団体扱いとする。
- (8) 駅伝の区間賞は第3位まで表彰する。
- (9) 団体競技においてチーム編成が同一校所属の場合は、賞状並びに副賞を授与し、チーム編成が所属校を異にする場合は、個人個人に賞状を授与する。
- (10) 12月以降表彰式までに該当者があった時は追加推薦する。表彰式終了後に特別表彰・功績賞該当者が出た場合は、その事績について翌年度表彰とする。但し、3年生に限り年度内表彰とする。
- (11) 1の(2)「本連盟に特に顕著な功績・功労のあった選手・監督」とは、選手については3年連続(定通部では4年連続)特別表彰・功績賞受賞者。監督については全国大会優勝者を育てかつ永年にわたり指導実績の顕著なものとする。
- (12) この基準は高体連理事会の議決がなければ変更することができない。
- (13) この基準は昭和40年4月1日より施行、昭和50年12月23日、昭和53年4月19日、昭和61年2月5日、平成2年11月28日、平成7年3月23日、平成8年3月7日、平成15年3月14日、平成17年4月28日、平成20年12月11日、平成22年3月23日 一部改正。

(申し合わせ事項)

- (1) 特別表彰及び優秀監督賞についての受賞回数は平成2年度以前についても加算する。
- (2) 優秀監督賞の対象者は、3年連続同一監督を原則とする。
- (3) 専門部のない種目の全国大会規模（国体を除く）等の入賞者についての特別表彰・功績賞は授与しない。
- (4) 団体チームの表彰対象は、本連盟に専門部があり当該高校に部が設置されていることを条件とする。
- (5) 2年間以上の指導歴がない指導者は、特別表彰の対象としない。
- (6) 駅伝の区間1位は、特別表彰としない。